第３章　みんなで取り組むこと

第１節　市・市民・事業者・市民活動団体の基本的役割
第２節　施策の体系
第３節　施策の展開
第４節　公共事業を行う際の環境配慮指針

第１節　市・市民・事業者・市民活動団体の基本的役割

望ましい環境像を実現していくためには、市・市民・事業者・市民活動団体がそれぞれの役割分担のもと、環境についての情報を共有し、協働・連携して主体的に環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

■市の役割

市は、本市の自然や地域特性を生かしながら、良好な環境を保全・創出し、次の世代に引き継ぐため、本計画の施策を体系的・総合的に推進するとともに、各主体の自主的な環境に配慮した行動を促進します。

また、社会経済活動における市の果たす役割の大きいことを踏まえ、自らが率先して、事務事業に伴う環境への負荷の低減に努めます。さらに、広域的な取組が必要とされる課題については、国や県、近隣自治体と協力・連携して対応します。

■市民の役割

市民は、かごしま環境未来館や地域公民館で開催される環境学習への参加や、地域の環境保全活動などを通じて、環境問題について考え、理解し、環境にやさしいライフスタイルの定着を図ります。

まずは、できることから行動し、市・事業者・市民活動団体と協働しながら、積極的に環境に配慮した行動を実践します。

■事業者の役割

事業者は、環境にやさしいビジネススタイルの定着を図るとともに、環境負荷の少ない製品等の普及を推進します。

また、市が実施する施策への協力や、地域の環境保全活動等に参加することにより、地域の良好な環境づくりに貢献します。

■市民活動団体（NPO*、町内会等）の役割

市民活動団体は、地域に密着したまち美化、緑化、リサイクル、環境学習等のきめ細やかな活動を通じて、地域環境の向上に努めます。また、市民が気軽に市民活動団体が行う活動へ参画できるようなシステムづくりや、活動内容など情報の提供、活動機会をできるだけ増やしていくように努め、市・市民・事業者と協働して環境保全に取り組みます。

第２節　施策の体系

基本方針に基づき、基本目標を次のように体系づけ、市・市民・事業者・市民活動団体が協働して施策を展開します。

環境像	基本方針	基本目標
みんなでつなぐ　人と地球にやさしい環境都市　かごしま	1　地球市民として温暖化対策に取り組むまち（低炭素社会の構築）	（1）再生可能エネルギーの利用を進めます （2）省エネルギー技術の利用を進めます （3）エコスタイルを実践します
	2　資源が循環する環境にやさしいまち（循環型社会の構築）	（1）ごみの減量化・資源化に取り組みます （2）廃棄物の適正処理を進めます
	3　恵み豊かなかごしまの自然を次の世代へ引き継ぐまち（自然共生社会の構築）	（1）鹿児島の多様で豊かな自然を保全します （2）自然とふれあう場や機会を確保します （3）生態系に配慮したまちづくりを進めます （4）環境に配慮した農林水産業を進めます
	4　緑かがやく住みやすいまち（ゆとりや豊かさを実感できる都市環境の創出）	（1）うるおいとやすらぎのある空間を確保します （2）鹿児島らしい景観を形成します （3）みんなでまちをきれいにします （4）核となる地区において、多様な都市機能を集約します （5）公共交通を軸とした交通体系を構築します
	5　健康で安全な環境を育むまち（良好な生活環境の保全）	（1）さわやかな大気環境を保全します （2）良好な水環境を保全します （3）化学物質による環境汚染を防止します （4）騒音のない環境を保全します
	6　みんなで環境を考え協働するまち（環境教育・環境学習の推進と協働）	（1）かごしま環境未来館を拠点に環境学習を進めます （2）学校や地域における環境教育・環境学習を進めます （3）環境に関する情報をみんなで共有します （4）みんなで環境について考え、行動します

第３節　施策の展開

各種施策を展開する上で、基本目標ごとに現状と課題を整理し、主な項目について数値目標を設定し、基本目標を達成するための市・市民・事業者・市民活動団体の取組を掲げました。

基本方針１　地球市民として温暖化対策に取り組むまち（低炭素社会の構築）

基本目標（１）　再生可能エネルギーの利用を進めます

現状と課題

今日の地球温暖化問題は、石油や石炭等の化石燃料の大量消費に伴う温室効果ガスの排出に起因していることから、エネルギーの生産過程において温室効果ガスを排出しない、太陽光や風力、水力などを活用した再生可能エネルギーへ転換することが求められています。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による原子力発電所の事故等を受け、再生可能エネルギーの重要性がますます高まっています。

今後も、経済的支援や情報提供などを行い、再生可能エネルギーの利用を推進していくことが必要です。

数値目標

項目	単位	現況値 （平成 22 年度）	目標値 （平成 28 年度）	目標値 （平成 33 年度）
住宅用太陽光発電システム 設置件数（出力合計）	件 （kW）	5,054 （18,795）	15,000 （60,000）	25,000 （100,000）

かごしま環境未来館の太陽光発電システム

▶市の取組

- 再生可能エネルギーの率先導入

  太陽光や風力などを活用した再生可能エネルギーを率先して公共施設に導入するとともに、再生可能エネルギーの種類、動向、事例等の情報を提供します。

- 再生可能エネルギーの導入支援

  市民・事業者の再生可能エネルギー利用に対して支援します。

- 地域資源の活用

  バイオマス*や小水力など地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの導入を検討します。

▶市民の取組

- 太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーを積極的に導入します。
- 廃食用油などバイオマス資源の収集に積極的に協力します。

▶事業者の取組

- 太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーを積極的に導入します。
- 市民や市へ再生可能エネルギーの種類、動向、事例等の情報を提供します。

▶市民活動団体の取組

- 市民共同発電所*の展開を推進します。
- グリーン電力証書制度*の普及を推進します。

再生可能エネルギーと新エネルギー

再生可能エネルギーのうち、普及するために政策的支援が必要なものを新エネルギーと定義しています。一般的に再生可能エネルギーと言うと、化石燃料などを使わずに、自然環境から持続的に利用できるエネルギーを指します。太陽光や風力、水力、地熱など、日本では従来、自然エネルギーと呼ばれていたものとほぼ同義です。これに対し、新エネルギーは経済産業省が決めた政策的な概念で、普及のための支援が必要なものを指す用語です。

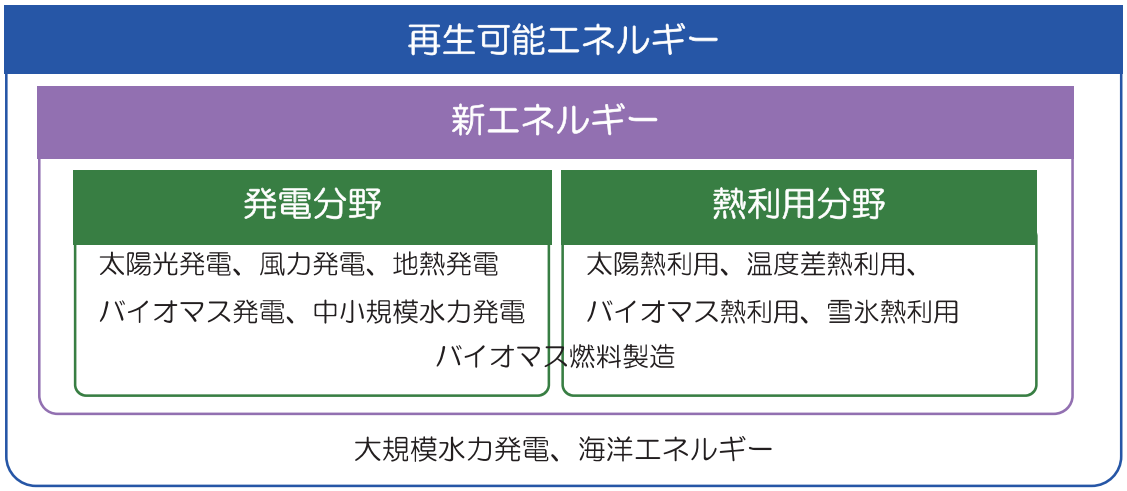

資料：経済産業省ホームページ

基本目標（２）　省エネルギー技術の利用を進めます

現状と課題

国が省エネルギーを推進していくために、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正などの各種の法整備や誘導、支援等を行ってきたことから、建築物や設備・機器の省エネルギー技術は進んでおり、省エネルギー機器や環境対応車*などが普及しつつあります。一方で、機器の大型化や台数の増加等により温室効果ガス排出量は依然として増加傾向にあります。また、これまでに整備された都市基盤施設の多くは、老朽化に伴う大規模な改修や更新の時期を迎えていますが、既存施設の予防保全的な維持管理等を行うことで、長寿命化を図り、有効活用と更新費用を縮減することが求められています。

今後は、さらに省エネルギー設備・機器の普及を加速させていくとともに、計画的な維持保全などによる施設の長寿命化や環境に配慮した都市基盤施設を整備していくことが必要です。

数値目標

項目	単位	現況値 （平成 22 年度）	目標値 （平成 28 年度）	目標値 （平成 33 年度）
環境対応車のうちの 次世代自動車*の普及率	%	15	25	35

環境対応車と次世代自動車

環境対応車とは、低燃費・低排出ガス認定車に加え、『低炭素社会づくり行動計画（2008 年：環境省）』に定義される「次世代自動車」を含めたものとされています。

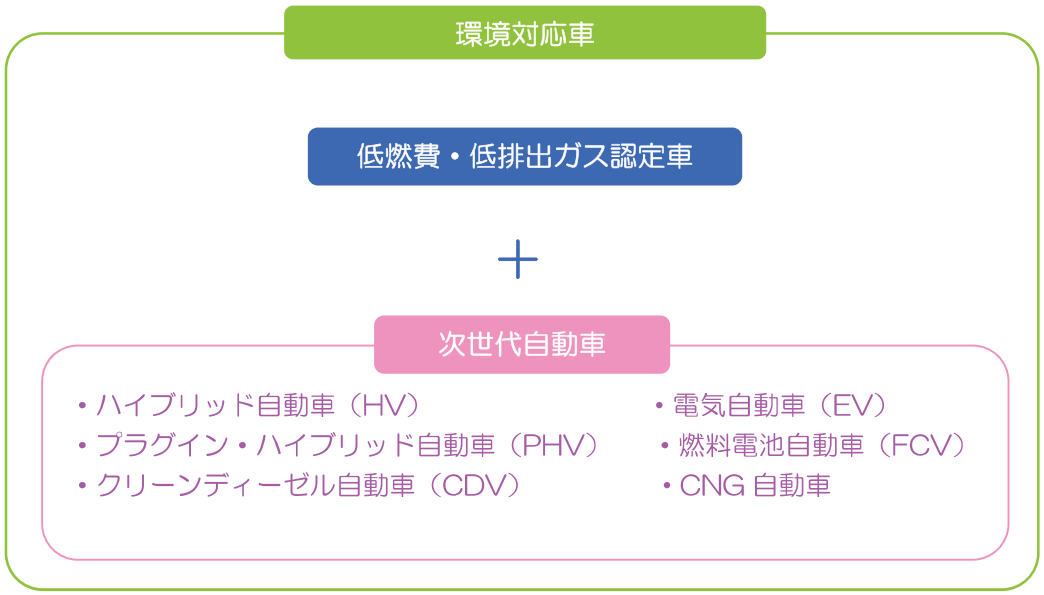

資料：次世代自動車戦略 2010（経済産業省）

▶市の取組

- 建築物の省エネ化の推進

  公共施設の断熱化・長寿命化を推進するとともに、省エネルギー設備・機器を率先して導入します。

- 施設のあり方を踏まえた有効活用

  ストックマネジメント*事業等を推進し、施設のあり方を踏まえて既存ストックを有効に活用します。

- エネルギーの面的利用の推進

  地域冷暖房やマイクログリッド*などエネルギーの面的共同利用について検討し、エネルギーの効率的な利用を推進します。

- 交通における燃料使用の抑制

  環境対応車の率先導入、導入支援、エコドライブ*の推進により、交通における燃料使用を抑制します。

▶市民の取組

- 住宅を新築・改築する際は、建物の断熱化・長寿命化に努めます。
- 家電製品等を購入する際は、省エネルギー設備・機器を選びます。
- 自動車を購入する際は、ハイブリッド自動車や電気自動車など環境対応車への転換に努めます。
- 自動車を運転する際は、エコドライブに努めます。

▶事業者の取組

- 建物を新築・改築する際は、建物の断熱化・長寿命化に努めます。
- 建設事業者は、既存ストックの長寿命化に配慮した修繕・改修等に努めます。
- 省エネルギー技術に関する知識・技術の向上に努め、市民等に情報を提供します。
- 省エネルギー設備・機器や環境対応車の導入に努めます。
- 自動車を運転する際は、エコドライブに努めます。

基本目標（３）　エコスタイルを実践します

現状と課題

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、市・市民・事業者が一体となって取り組んでいく必要があることから、平成 19 年 7 月に、市民・事業者等で構成する「かごしま市地球温暖化対策地域協議会」を設立し、平成 24 年 3 月まで、具体的な取組を実践してきました。

また、平成 20 年 10 月には、環境学習・環境保全活動の拠点である「かごしま環境未来館」を設置し、各種講座やイベントを開催し、市民・事業者の環境保全意識は向上してきました。

低炭素社会を構築するためには、市民や事業者が具体的な環境保全活動に取り組み、その活動の輪を広げ、市民生活や事業活動において、エコライフ・エコビジネスを実践することが必要です。

数値目標

項目	単位	現況値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）
民生家庭部門の温室効果ガス排出量削減率（平成 2 年度比）	%	32.3%増	10%増	1%減
民生業務部門の温室効果ガス排出量削減率（平成 2 年度比）	%	45.4%増	12%増	7%増
産業部門の温室効果ガス排出量削減率（平成 2 年度比）	%	26.1%減	43%減	47%減
環境管理事業所*の認定事業所数	事業所	458（平成 22 年度）	1,000	1,500

市の取組

● 地域におけるエコ活動の促進

かごしま環境未来館を中心として、環境学習の機会を増やすとともに、さまざまな地域で活動する人材を育成し、市民の自主的な環境保全活動を促進します。

● 学校におけるエコ活動の促進

「学校版環境 ISO 認定制度*」の適正な運用に取り組むなど、児童・生徒のエコ活動を促進します。

● エコライフスタイルの促進

「かんきょう家計簿*」の利用や「エコライフファミリー制度*」を推進するなど、家庭におけるエコライフスタイルの定着を促進します。

● エコビジネススタイルの促進

「環境管理事業所認定制度」を推進することなどにより、事業活動に伴うエネルギー使用量を削減し、エコビジネススタイルの定着を促進します。

● 事業活動に伴う二酸化炭素排出量の削減

事業者による計画的な取組を促進し、二酸化炭素排出量を抑制するため、計画書制度*やカーボンオフセット*制度等について検討します。

▶市民の取組

● かごしま環境未来館や地域における活動、学習の場に積極的に参加し、学んだことを日常生活で実践し、エコライフスタイルを定着させます。

● 「温室効果ガス排出量の見える化」に関する製品・サービスの情報を収集し、それらを利用します。

● 環境にやさしい製品を積極的に使用します。

▶事業者の取組

● 事務所、工場、店舗などでの電気、ガス、灯油などのエネルギー使用量を削減するための省エネ行動に取り組み、エコビジネススタイルを定着させます。

● 「環境管理事業所認定制度」やエコアクション 21*、ISO14001*等の環境マネジメントシステム*の認証を取得し、事業活動における環境負荷の低減に努めます。

● 「温室効果ガス排出量の見える化」が実施されているカーボンフットプリント*製品等の販売や購入に努めます。

● 積極的に省エネ診断*を行います。

▶市民活動団体の取組

● 環境に関するイベント等を開催するとともに、多くの市民の参加を促進します。

● 学校や地域における環境教育・環境学習の推進に積極的に協力します。

地球にやさしい環境管理事業所

●認定制度

本市では、鹿児島市環境保全条例に基づいて適正に環境管理を行い、環境への負荷の少ない事業活動を自主的に行っている事業所を「環境管理事業所」として認定する制度を設けています。これまでに環境管理事業所として 458 事業所を認定しています。（平成 23 年３月末現在）

●表彰制度

環境管理事業所の認定更新の際に、他の事業所の良い実践例となる優秀な取組を行っている事業所を表彰する制度を平成 21 年度から始めました。

基本方針２　資源が循環する環境にやさしいまち（循環型社会の構築）

基本目標（１）　ごみの減量化・資源化に取り組みます

現状と課題

本市では、平成 22 年 3 月に「鹿児島市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、３Ｒ活動を積極的に推進する循環型社会の構築に向けた取組を進めてきました。

学校での環境教育や、地域の環境保全活動の高まりなどにより、次代を担う子どもたちの、ごみ問題への関心は高くなっています。また、生ごみの減量化・堆肥化への取組や、地域における資源物回収活動、廃棄物の適正な処理といった、日常生活の中で取り組む環境負荷を低減する行動は市民に認識されてきていますが、より多くの市民に参加してもらうための対策が求められています。

今後も、さらに３Ｒ活動を推進することにより、廃棄物処理に伴う環境負荷をより小さくするとともに、天然資源の消費を抑制する循環型社会を構築するために、より多くの市民が自ら行動するための対策が必要です。

数値目標

項目	単位	現況値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）
1 人 1 日あたりのごみ・資源物の排出量	g	1,006	898	842
資源化率	%	19.2	18.4	21.3

注）資源化率＝資源化したごみ・資源物の排出量÷ごみ・資源物の排出量

廃食用油のリサイクル

家庭で使用した食用油（廃食用油）は、飼料や塗料、又は軽油の代わりになるバイオディーゼル燃料等にリサイクルすることができます。

●処理方法

各家庭で使用済みの食用油をペットボトル等の容器に移し、市に資源物回収活動実施の登録をしている団体の活動日に、回収場所へ持ち込みます。回収した使用済み食用油は、民間リサイクル施設にてリサイクルされます。

▶市の取組

● ３Ｒ運動の推進

「発生抑制」を主体とする３Ｒ運動（Reduce:リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）の普及啓発を行い、市・市民・事業者の三者が連携して実施するように努めるとともに、市民や事業者が行うごみの減量化・資源化に関する取組を積極的に支援します。また、ごみの減量化・資源化などに効果があるごみ処理の有料化について、効果、問題点などを調査・研究します。

● リサイクル製品等の利用推進

リサイクル製品等の優先的な購入を推進するとともに、リサイクル製品等の利用促進に関する情報提供や普及啓発を推進します。

▶市民の取組

● 市の分別収集区分に基づいて適切に分別し、ごみステーションは、清潔に維持管理します。
● マイバッグの持参、詰め替え製品の購入、過剰包装を断るなどごみの発生抑制に努めます。
● 生ごみ処理機器の活用など、暮らしの中でごみの減量化・資源化に取り組みます。
● 携帯電話やプリンタのカートリッジなど販売店での店頭回収に協力します。
● 地域の資源物回収活動に参加します。
● リサイクル製品やレンタル製品などを積極的に活用します。
● リサイクルショップやフリーマーケット*を活用したり、修理できるものは修理して長く使用します。

▶事業者の取組

● レジ袋の削減に向けた取組を推進します。
● 製品の長寿命化や修理しやすい構造とするほか、再使用できる容器の利用やリサイクルしやすい素材の利用などに努めます。
● 流通段階では、梱包材の減量や再使用のほか、効率的な輸送に努めます。
● 製品の過剰包装を可能な限り控えます。
● ごみと資源物の適正な分別や、店頭回収を積極的に実施するように努めます。

▶市民活動団体の取組

● 地域のごみステーションの清潔な維持管理に努めます。
● ３Ｒ運動を推進するための普及活動を行います。
● 生ごみから堆肥をつくり、生ごみの減量化・資源化に協力します。
● ダンボールコンポストなど生ごみ減量方法の普及に努めます。
● 地域の資源回収活動を推進します。

基本目標（２）　廃棄物の適正処理を進めます

現状と課題

廃棄物の処理方法は法律や条例で定められており、市民や事業所は適正な処理が義務づけられていますが、不法投棄や野外焼却等の問題も発生しています。

廃棄物の不適正処理は、大気、土壌、地下水等へ悪影響を及ぼし、地域環境の悪化を引き起こすことになります。

本市の豊かな環境を守り、次の世代へ引き継いでいくためには、不法投棄の監視パトロールやごみの分別指導、産業廃棄物*処理業者に対する立入調査等、これまでの廃棄物の適正処理対策を継続して取り組むとともに、県や関係機関と連携した対策を進めることが必要です。

数値目標

項目	単位	現況値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）
不法投棄確認件数	件	292	180	145

ボランティアによる河川清掃

ボランティアによる不法投棄撤去作業

▶市の取組

- 適正処理の促進

  不適正処理を未然に防止するため監視・指導の強化を図るなど、廃棄物の適正処理を促進します。

- 不法投棄の防止

  不法投棄監視パトロールの実施や啓発看板の設置等を行うとともに、関係機関との連携を図り不法投棄の防止を図ります。

- 適正な収集・運搬・処理・処分の実施

  安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を行います。また、現在稼動している施設においては、排出されたごみを適正に処理・処分していくとともに、適正な運転管理を行います。

▶市民の取組

- 野外焼却等による廃棄物の処分は行わないようにします。
- 不法投棄の現場を発見した場合は、市へ連絡・相談します。
- フロン*の入った製品は極力使わないようにし、廃棄する時はフロン回収に協力します。

▶事業者の取組

- 事業活動により生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理します。
- 産業廃棄物排出事業者や産業廃棄物処理業者は、マニフェスト制度を遵守します。
- 廃棄物を不法投棄されないように、土地又は建物を適正に管理します。
- フロンの適切な回収を進めます。

▶市民活動団体の取組

- 不法投棄の監視パトロールに協力します。
- 不法投棄を防止するため、多様な主体とネットワークを構築します。
- 市と協力し、廃棄物の分別についての学習会を開催するなど、廃棄物の適正処理を推進します。

基本方針３　恵み豊かなかごしまの自然を次の世代へ引き継ぐまち（自然共生社会の構築）

基本目標（１）　鹿児島の多様で豊かな自然を保全します

現状と課題

本市は桜島や城山、メヒルギ群落などをはじめ豊かな自然につつまれており、多種多様な生物が生息・生育しています。近年、喜入地区におけるアカウミガメの上陸が確認され、甲突川をはじめとする河川の水質が改善し、きれいな川にすむ生き物が観察されるようになりました。

一方、森林所有者の不在村化や林業採算性の悪化などによる森林の荒廃も見られ、適正な森林の管理を行うことが課題となっています。

また、マングースやブルーギルなど外来種による生態系への影響、地球温暖化によるサンゴの白化、オニヒトデの発生などがみられています。

豊かな自然を守り、育てていくための取組をそれぞれの立場で行うとともに、総合的・計画的に生物多様性を保全していくことが必要です。

数値目標

項目	単位	現況値（平成 21 年度）	目標値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）
森林蓄積量	千㎥	6,080	6,500	7,000

注）森林蓄積量：森林を構成する立木の幹の部分の体積で、森林量の指標の一つ。

城山公園

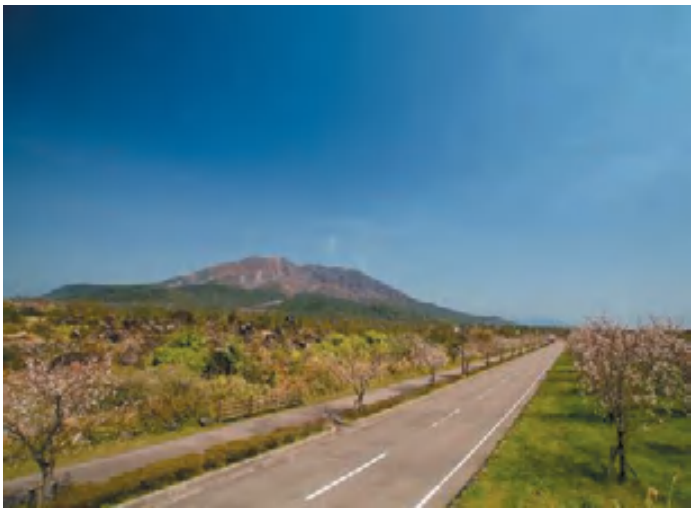

市道 224 号線から桜島を望む

▶市の取組

- 生物多様性地域戦略の策定
  「生物多様性基本法」に基づき、「生物多様性地域戦略」を策定します。
- 国立公園の保全
  国や県と連携し、国立公園内の自然環境を保全します。
- 外来生物*対策の推進
  国や県と連携し、外来生物対策を推進します。
- 森林の適正管理の推進
  除間伐*を推進するとともに、林業の担い手の確保に努めます。
- 協働による森林づくりの推進
  市民・事業者との協働による森林整備を推進します。

▶市民の取組

- 農地や草地、山林など、里山の適切な管理を行い、生態系や種の多様性を維持することに努めます。
- 希少な動植物を採取しないようにします。
- 外来生物問題についての理解を深め、外来生物の遺棄・放逐、自然植生中への植栽を行わないようにします。

▶事業者の取組

- 所有する農地や草地、山林の管理に際しては、生物多様性に配慮します。
- 各種事業の実施に際しては、法律や規制を遵守するとともに、自然環境に配慮します。
- 外来生物問題についての理解を深め、外来生物の遺棄・放逐、自然植生中への植栽を行わないようにします。
- 市の支援事業等を活用し、森林整備に努めます。

▶市民活動団体の取組

- 生物多様性、森林保全の学習会・観察会の開催、情報提供に努めます。
- 野鳥、川の生物等の自然観察会を実施し、自然に関する理解の向上に努めます。

基本目標（２）　自然とふれあう場や機会を確保します

現状と課題

本市には三重岳、寺山、城山、錫山などにある自然遊歩道、健康の森公園、比志島の滝など自然とふれあう場が点在しています。これらの自然とのふれあいの場を市民に活用していただくため、「自然遊歩道イラストマップ」や「水辺環境マップ」の配布を行っています。

また、農村地域では、豊かな自然を活用したグリーン・ツーリズム*が、グリーン・ツーリズム登録団体などにより行われています。

今後も、豊かな自然とふれあう場や機会を創出し、市民の豊かな心を育む場として活用していくことが必要です。

数値目標

項目	単位	現況値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）
自然遊歩道数	箇所	7	8	9
グリーン・ツーリズム登録団体数	団体	32	38	43

田植え体験

農林水産まつり

▶市の取組

● グリーン・ツーリズムの推進

都市部住民の多様なニーズに応えるとともに、農村地域の活性化を図る方策の一つとして、農家の営みや自然・文化に触れ、人々との交流を体験・体感できる取組の充実など、グリーン・ツーリズムを推進します。

● 自然体験学習の推進

市民の自然愛護意識の向上のため、学校やかごしま環境未来館における自然体験学習を推進します。

● 自然公園の有効活用

霧島錦江湾国立公園については、生物多様性に配慮しながら、自然とのふれあいの場として有効に活用します。

● 自然とのふれあいの場や機会の提供

自然とふれあうことができる場や機会を提供します。また、自然遊歩道の新たな開設を検討します。

▶市民の取組

● グリーン・ツーリズムの参加に努めます。

● 自然体験学習を通じて、自然に関する理解の向上に努めます。

● 自然とふれあう時には、自然環境への配慮に努めます。

▶事業者の取組

● 各種事業の実施に際しては、森林・緑地をできるだけ保全するなど、市民が自然とふれあう場の確保に努めます。

▶市民活動団体の取組

● 市民が参加できるグリーン・ツーリズムの機会の提供に努めます。

● 自然体験学習会を開催します。

● 地域の自然保護活動を通じて、自然とのふれあいの輪を広げます。

● 自然観察会などの開催に際しては、自然環境への配慮に努めます。

基本目標（３）　生態系に配慮したまちづくりを進めます

現状と課題

本市では、「まちと緑のハーモニープラン」に基づき、都市部の緑地の保全・創出に努めています。また、市内を流れる甲突川や脇田川、木之下川などでは、親水性や生態系に配慮した整備が行われています。

今後も、関係機関と連携して、生態系に配慮した都市整備や河川整備を進め、都市と自然とのバランスがとれたまちづくりを進めていくことが必要です。また、周辺の自然環境と市街地との連続性のある緑地空間を配置し、野生生物の移動に配慮した生態系ネットワーク形成を視野に入れたまちづくりを進めるためには、公園・道路・事業所・住宅における緑を創出することが必要です。

数値目標

項目	単位	現況値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）
市街化区域の緑地割合	%	7.4	―	7.7

甲突川河畔

▶市の取組

● 多自然川づくりの推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するよう河川管理を行います。

● 生態系ネットワークの形成

生物生育・生息空間の分断を回避し、野生生物の移動に配慮した緑地空間の確保が図られるよう周辺の自然環境と市街地との連続性のあるまちづくりを推進します。

▶市民の取組

● 庭やベランダ等で緑化を行い、点在する緑をつなぎます。

▶事業者の取組

● 会社の敷地等で緑化を行い、点在する緑をつなぎます。

● 土木事業者などは、生態系に配慮した工法に努めます。

▶市民活動団体の取組

● 地域の川などの生態系を守る活動に参加・協力します。

● 水辺や里山などを生かした活動交流の場をつくり、生物多様性について啓発します。

基本目標（４）　環境に配慮した農林水産業を進めます

現状と課題

本市では、北部の吉田・吉野地域、南部の谷山・喜入地域、東部の桜島地域、西部の伊敷・松元・郡山地域において、それぞれ地域の特性を生かした農業が行われています。また、森林面積は市域の約 54%であり、間伐など山の管理が行われています。水産業では、吉野町竜ヶ水、桜島及び喜入地域でカンパチやブリなどの養殖が行われており、水産資源の確保や漁獲量の増大を図るため、マダイやヒラメなどの稚魚の放流が、毎年行われています。

自然環境や生物多様性を保全するためには、環境に配慮した農林水産業を推進することが必要です。また、遊休農地の拡大防止や農林水産業従事者の取組を消費者側から支援するためには、地産地消を推進することが必要です。

数値目標

項目	単位	現況値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）
エコファーマー*の認定件数	件	101	119	130

エコファーマー制度

良質たい肥等による土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を進めるため，「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が平成１１年に施行されました。

この法律では，土づくりや化学肥料，化学合成農薬の使用低減のために導入すべき技術が定められており，これらの技術を導入して農業者が策定した「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を県知事が認定する仕組みになっています。

この「県知事が認定した農業者」のことを「エコファーマー」と呼んでいます。　エコファーマーとは，土づくり，化学肥料の使用低減，化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む，環境にやさしい農業実践者のことです。

資料：鹿児島県ホームページ

▶市の取組

- 環境に配慮した農林水産業の支援・啓発

  減農薬・減化学肥料による栽培や耕畜連携の取組、養殖魚への適切な給餌量の普及啓発など環境への負荷を軽減する取組を促進します。

- 地産地消の推進

  地産地消の推進を通じて、地域の農林水産業の生産振興に努めます。

- 遊休農地の有効活用

  「遊休農地バンク」を通じた農地の情報提供により、遊休農地の有効活用に努めます。

▶市民の取組

- 環境に配慮した農林水産業や地産地消についての理解を深めます。
- 減農薬や減化学肥料などの取組により栽培された農産物を購入するよう努めます。
- 地元でとれた農林水産物を購入するよう努めます。

▶事業者の取組

- 農業者は化学合成農薬や化学肥料の使用量の低減に努めます。
- 水産業者は適正な放養量、給餌量で漁場環境保全に努めます。
- 商業者は減農薬栽培や減化学肥料栽培などの農産物の販売に努めます。
- 飲食店では減農薬栽培や減化学肥料栽培などの農産物の使用に努めます。
- 農業者は農地の有効利用に努めます。

▶市民活動団体の取組

- 環境に配慮した農林水産業や地産地消の推進に協力します。